

北九州市国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業
企業認定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業の実施により、北九州市において高度人材外国人の受入れや活躍を推進するため、出入国管理上の優遇措置を講ずる在留資格「高度専門職」の取得基準である「高度人材ポイント制」において、特別加算の特例措置の対象となる北九州市の支援措置及び企業を認定するために必要な手続きを定める。

(定義)

第2条 この要綱において「高度人材外国人」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の高度専門職の在留資格許可申請（更新申請を含む）を行う外国人をいう。

2 この要綱において「高度人材ポイント制」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令に規定するものをいう。

(特例措置の対象)

第3条 高度人材ポイント制において、特別加算の特例措置の対象となる企業は次の各号の北九州市の支援措置のいずれかに該当するものとし、北九州市から国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業の企業認定を受けたものとする。

- (1) 北九州市市税条例（昭和38年7月22日条例第85号）第15条の5の規定に基づきグリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業又は貸付対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除
- (2) 北九州市環境未来技術開発助成金交付要綱第6条第1項に基づく助成金の交付
- (3) 北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱第7条第1項に基づく助成金の交付

(認定の申請)

第4条 前条の認定を受けようとする企業は、認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定)

第5条 市長は、申請の内容が、第3条に適合していると認めるときは、企業認定書（第2号様式）を交付する。

2 認定の有効期間は、第3条第1号に該当する場合は課税免除期間とし、同条第2号及び第3号に該当する場合は、交付対象となった事業実施期間とする。

(認定の取消)

第6条 市長は、認定企業が法令及び市の規定に違反したとき並びにその他、認定企業として適当でなくなったと認められるときは、認定を取り消すことができる。

(報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、認定企業に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができる。

(事務)

第8条 この要綱に関する事務は、北九州市企画調整局地方創生SDGs推進部企画課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

北九州市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

申請者

北九州市国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業企業認定申請書

北九州市国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業企業認定実施要綱第4条の規定により、下記のとおり企業認定を受けたいので申請します。

記

- 1 高度人材外国人が就労する北九州市内の事業所の名称及び所在地

- 2 同要綱第3条に規定する北九州市の支援措置（該当するものに印を記入）
 - （1）北九州市市税条例（昭和38年7月22日条例第85号）第15条の5の規定に基づきグリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業又は貸付対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除
 - （2）北九州市環境未来技術開発助成金交付要綱第6条第1項に基づく助成金の交付
 - （3）北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱第7条第1項に基づく助成金の交付

（注）上記の支援措置を受けていることを証明する資料を添付すること。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

様

北九州市長

北九州市国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業企業認定書

年 月 日付で認定申請のあった件について、下記のとおり、北九州市国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業企業認定実施要綱第5条の規定により、高度人材ポイント制における特別加算の特例措置の対象となる企業として認定します。

記

- 1 高度人材外国人が就労する北九州市内の事業所の名称及び所在地
- 2 同要綱第3条に規定する北九州市の支援措置のうち確認した措置
- 3 認定期間